

# 空き家の手入れをしていますか？

全国的に空き家問題が深刻化していますが、市内でも空き家が年々増加しています。また、空き家を放置することによって、近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例も増えています。

空き家を所有されている方は適正な管理につとめ、空き家の利活用や解体することも考えましょう。

また、空き家になってからではなく、空き家になる前から家族で話し合っておきましょう。

## 『空き家バンク制度』

市では、市内の空き家の情報をUIターン希望者に提供する「空き家バンク制度」を実施しています。

賃貸または売却可能な物件をお持ちの方は、人口拡大課までご連絡ください。



## 空き家を放置すると、周りに迷惑だけでなく、危険な存在になるかもしれません

管理が不十分で、他人に損害を与えたり、事故等があった場合には、所有者は法的責任を問われることもあります。



### ◆ 適正な管理

～ 定期的なメンテナンスで現状維持

☞ 通風、換気、家の周りの清掃、草取りなど

### ◆ 売却・賃貸

～ 住みたい人に住んでもらって有効活用

☞ 『空き家バンク制度』の利用も一つの方法です！

### ◆ 解体

～ 新たな利用を考えることで資産を活かす

☞ 駐車場、菜園、土地の売却・賃貸など

### 【問い合わせ先】

🏠 空き家バンク制度に関すること … 市人口拡大課 ☎ 31-0173

🏠 危険空き家に関すること …………… 市建築課 ☎ 31-0668

## 『老朽危険空家除却支援事業』のご案内

空き家は所有者が適正に管理を行う必要がありますが、適正な管理が行われず放置された空き家は、近隣住民の生活環境に悪影響を与えるおそれがあります。

このため、市では、老朽危険空家の除却を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、「老朽危険空家除却支援事業」を創設し、危険な状態にある老朽危険空家の所有者等に対して除却工事費の一部支援を行います。



### 〈補助の対象となる老朽危険空家〉

- ・ おおむね1年以上空き家であり、今後も使用される見込みのないもの
- ・ 木造または鉄骨造の住宅（併用住宅については、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）
- ・ 倒壊のおそれがあり、かつ敷地周囲（公道、隣家等）に及ぼす危険性が著しいと認められるもの

### 〈補助率および補助限度額〉

- ・ 「実際の除却工事費」または「国が示す標準的な除却工事費」のいずれか低い方の額に10分の4を乗じた金額（補助限度額50万円）

### 〈受付期間〉 令和2年2月28日(金)まで

- ※ 令和2年3月19日(木)までに除却工事が完了するものに限りです。
- ※ 予算額に達した場合は、その時点で受付を締切ります。

### 〈申込方法等〉

- ・ 補助金申請の前に、補助対象となる老朽危険空家に該当するか否かの判定を行いますので、まずは事前調査申請書を提出してください。該当になると判定されましたら、補助金交付申請書を提出し、除却工事に着手してください。
- ・ 詳しくは市ホームページをご覧ください。建築課まで問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】 市建築課 ☎ 31-0668